

秋田県告示第544号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和6年秋田県告示第356号により指定した形質変更時要届出区域の指定を次のとおり一部解除し、令和7年11月7日から施行する。

令和7年11月7日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 指定を解除する区域
仙北郡美郷町金沢字長岡森8番1並びに8番8、307番3及び字新屋敷91番3の各一部（別添台帳のとおり。）
- 2 指定を解除する区域において土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において省令第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
汚染された土壌の掘削除去

備考 「別添台帳」は、省略し、秋田県生活環境部環境管理課及び秋田県仙北地域振興局福祉環境部に備え置いて縦覧に供する。